

2023年4月17日
イオン・アリアンツ生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱の終了について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

イオン・アリアンツ生命保険株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:川島貴志、以下「当社」)は、終身医療保険「元気パスポート」の発売時より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下、「宿泊・自宅療養」といいます)は、約款上の「入院」として取扱い、入院給付金等のお支払い対象とする特別取扱(以下、「みなし入院」といいます)を実施しており、2022年9月26日(月)以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを継続しております。

今般、2023年5月8日(月)以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」とされとの政府公表を踏まえ、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更された場合には、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める入院の定義に該当する入院をされた場合は、5月8日以降も変わらず入院給付金等のお支払い対象となります。

○2023年5月8日以降の入院給付金等のお支払い範囲

ケース		2022年9月25日まで	2022年9月26日から 2023年5月 7日まで	2023年5月8日以降
入院された場合 (約款における取扱)		○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養 された場合	重症化 リスクの 高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象	<u>× お支払い対象外</u>
	上記以外 の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

【今般の見直しの背景等】

医療保険の入院給付金等は、保険約款において「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いすることになっております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う(みなす)特別取扱を、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

その後、軽症・無症状の方の割合が高まる状況となり、更に政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届出の対象について、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなったことを受けて、同日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上表の通りとしております。

今般、2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっております。

「5類感染症」への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱を終了いたします。

※今般の特別取扱の終了については、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定どおりに実施されることを前提としたものであり、予定どおり感染症法上の位置づけ変更を行うことの政府による最終確認をもって確定いたします。本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡いたします。

【お客さまのお問合せ窓口】

イオン・アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター

 **0120-503-928** (フリーコール)

受付時間：月～金 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00 (年中無休)

【イオン・アリアンツ生命保険株式会社について】

イオン・アリアンツ生命は、2008年にアリアンツ生命保険株式会社として生命保険事業を開始しました。2020年3月にイオンフィナンシャルサービスがアリアンツ生命株式の60%を取得し、2020年5月にイオン・アリアンツ生命保険株式会社に社名を変更した新しい生命保険会社です。イオンフィナンシャルサービスおよびイオングループが有するリテール事業ノウハウや広大な流通ネットワークと、従来からのアリアンツ・グループの有する保険やリスク管理分野におけるグローバルで高度な金融専門性との組み合わせによる相乗効果を強みとしています。(イオン・アリアンツ生命公式ウェブサイト <https://www.aeon-allianz.co.jp/>)

【イオンフィナンシャルサービス株式会社について】

イオンは8の事業をもつ純粋持株会社体制のもと、バランスよく成長する日本最大の小売業グループです。その中でイオンフィナンシャルサービスはイオングループの総合金融事業を担っています。

【アリアンツ・グループについて】

1890年にドイツで設立され、1世紀をこえる歴史をもつアリアンツ・グループは、現在世界70カ国以上、1億をこえるお客さまに生命保険、損害保険、資産運用の各分野で保険・金融サービスを提供しています。

【お問合せ先】

イオン・アリアンツ生命保険株式会社(広報担当)

Tel:03-4588-1505 E-mail:contact@aeon-allianz.co.jp